




様式第16号(第12条関係)

令和2年4月30日

三豊市長 山下昭史 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬1978番地1
	団体の名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊
	代表者氏名	理事長 藤田 公正
	電話番号	0875-73-6228



地域内分権推進交付金実績報告書

令和元年5月7日付け三政地第48号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 10,578,109円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

令和元年度 まちづくり推進隊みの 事業報告書
 (平成31年4月1日 ~令和2年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

1 事業の成果

- (1) 各種、各行事で住民のみなさんと共に活動を行ってきたが、それぞれ課題は残しつつ、一応の成果があった。
- (2) 自主事業は、産業・健康・福祉・街の美化を中心に活動した。
これらの自主事業は継続とし、今後も成果を期待したい。
- (3) 移譲業務は、順調に業務処理できた。

2 個別事業報告書

(1) 自主事業

産業活力部

事業名	休耕田の活用		
事業内容	エゴマの栽培と幼稚園児が野菜の収穫体験や土づくりを行い、花を植え地域の憩いの場所としても活用した。シェア畑は6名が登録し利用した。また、はつらつセンターでのグリーンカーテンは、学校・保育所・公共施設部門で県知事賞を受賞した。		
実施日時	通年		
実施場所	各休耕田		
参加者・受益者	近郊住民		
役務提供者	役員・会員 (実人数 15人)		
決算額	収入決算額	285,394 円	支出決算額 285,394 円
	内訳 受取交付金	285,394 円	内訳 諸謝金 3,078 円
			消耗品費 250,528 円
			燃料費 7,653 円
			印刷製本費 233 円
			通信運搬費 1,372 円
			食糧費 540 円
		賃借料 21,990 円	

事業名	農産物等の長期保存食の研究開発		
事業内容	農作物の提供を受け加工品づくり講習会を開催した。また加工技術を学ぶため視察を行った。		
実施日時	4月25日・5月11日・6月7日・6月8日・2月15日・2月18日		
実施場所	三野町保健センター・太陽の家・高知県馬路村		
参加者・受益者	8人・8人・9人・8人・20人・15人 (延人数 68人)		
役務提供者	PAS ボランティアみの (実人数 15人) (延人数 33人)		
決算額	収入決算額	169,730 円	支出決算額 169,730 円
	内訳 受取交付金	143,730 円	内訳 業務委託費 90,750 円
	受取負担金(参加費)	26,000 円	諸謝金 20,000 円
			消耗品費 28,809 円
			賄材料費 30,171 円

事業名	産直市跡地利用		
事業内容	三野ふれあい産直市運営協議会から引き継いだ跡地の活用を協議した結果、地主に返還することになった。		
実施日時	通年		
実施場所	三野ふれあい産直市跡地		
参加者・受益者			
役務提供者	役員 (実人数 15人)		
決算額	収入決算額	95,000 円	支出決算額 95,000 円
	内訳 受取交付金	95,000 円	内訳 地代家賃 95,000 円

環境文化部

事業名	学校教育を通じた環境美化活動		
事業内容	EM 発酵液を各学校施設のプールやトイレ等の清掃活動に使い、自然に配慮した環境美化活動を指導した。		
実施日時	10月8日 (EM 発酵液作りは通年)		
実施場所	保育所・幼稚園・小学校・中学校		
参加者・受益者	園児・児童・生徒・教職員・PTA		
役務提供者	(実人数 15人) (延人数 130人)		
決算額	収入決算額	100,000 円	支出決算額 100,000 円
	内訳 受取交付金	100,000 円	内訳 業務委託費 100,000 円

事業名	里山整備推進事業			
事業内容	町内8つの団体が里山の整備行い、住民が里山に親しめるよう、3月の第1日曜日を「里山の日」に制定し、イベント活動を行った。			
実施日時	通年（里山の日3月1日 とんざり山）			
実施場所	三野町内の里山			
参加者・受益者	とんざり山 50人 北村 165人 真山 26人 真平山 80人 貴峰山 105人 聖天山 68人 前山 13人 火上山 10人 (延人数 517人)			
役務提供者	スタッフ会議 1/10 12人 (実人数 12人) 里山の日 37人・安全講習会 34人 (延人数 83人)			
決算額	収入決算額	608,226円	支出決算額	608,226円
	内訳 受取交付金	604,826円	内訳 諸謝金	10,000円
	受取負担金(参加費)	3,400円	会議費	3,120円
			消耗品費	268,539円
			燃料費	35,679円
			食糧費	46,265円
			修繕費	16,177円
			通信運搬費	1,428円
		保険料	55,858円	
		構築物	171,160円	

事業名	遍路道整備事業			
事業内容	弥谷寺から曼荼羅寺間を地元の有志と調査を行った。今後は、国指定の古道のため関係機関と協議していく。			
実施日時	5月3日			
実施場所	三野町大見			
参加者・受益者	9人			
役務提供者	5人 会員・役員			
決算額	収入決算額	9,654円	支出決算額	9,654円
	内訳 受取交付金	9,654円	内訳 消耗品費	2,399円
			食糧費	2,255円
			業務委託費	5,000円

事業名	生活環境支援事業			
事業内容	古紙等の持込収集2回、三野町環境美化運動を3回実施した。			
実施日時	6月2日・9月14日・10月27日・2月2日・3月14日			
実施場所	下高瀬小学校駐車場			
参加者・受益者	町民			
役務提供者	6人・11人・4人・4人・12人 会員・役員・事務局 (実人数13人) (延人数37人)			
決算額	収入額	278,612円	支出決算額	58,107円
	内訳 受取補助金(未収金含)	180,680円	内訳 諸謝金	49,000円
	雑収益(未収金含)	97,932円	消耗品費	6,826円
	収益 278,612円(未収金91,212円)		食糧費	2,281円
	支出 58,107円			
	差額	220,505円		

健康福祉部

事業名	健康料理教室			
事業内容	香川短期大学の講師を招き、健康増進のための料理教室を開催した。夏休みには親子で参加する料理教室も行った。			
実施日時	5月24日・7月20日・11月29日・12月21日・2月28日			
実施場所	三野町保健センター			
参加者・受益者	31人・37人・32人・32人・32人 (延人数164人)			
役務提供者	5人・4人・3人・5人・5人 (実人数6人) 役員・事務局 (延人数22人)			
決算額	収入決算額	161,875円	支出決算額	161,875円
	内訳 受取交付金	58,775円	内訳 業務委託費	51,000円
	受取負担金(参加費)	103,100円	消耗品費	9,687円
			賄材料費	93,104円
			保険料	8,000円
			通信運搬費	84円

事業名	ノルディックウォーク県外研修			
事業内容	ノルディックウォークを通じた健康増進の促進を図るため研修を行った。			
実施日時	11月24日(日)			
実施場所	兵庫県たつの市			
参加者・受益者	30人			
役務提供者	役員(実人数10人)			
決算額	収入決算額	139,240円	支出決算額	139,240円
	内訳 受取交付金	52,240円	内訳 業務委託費	139,240円
	受取負担金(参加費) 87,000円			

事業名	お助け隊			
事業内容	制度の谷間にある人々の支援を目的とし、草取りや掃除等の生活支援活動を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	支援者要望地			
参加者・受益者	支援登録者13人(延127回 161時間)			
役務提供者	草取り26回・清掃3回 外出支援24回・生活支援74回 (実人数 8人) (延人数 127人)			
決算額	収入決算額	153,102円	支出決算額	153,102円
	内訳 受取交付金	90,078円	内訳 給料手当	138,960円
	受取負担金	63,024円	業務委託費	14,142円

事業名	市民集いの場作り			
事業内容	毎月開催のイベントのほか、市民の要望に応じて子どもからお年寄りを対象に集いの場を提供した。また子ども寺子屋や記念イベントを開催した。			
実施日時	通年			
実施場所	みの元気塾(三野町太陽の家)			
参加者・受益者	幼児から高齢者まで四世代 (延人数1,700人)			
役務提供者	イベント講師・ボラティア (実人数100人) (延人数300人)			
決算額	収入決算額	168,068円	支出決算額	168,068円
	内訳 受取交付金	168,068円	内訳 諸謝金	11,000円
			消耗品費	39,568円
			業務委託費	90,000円
			賃借料	27,500円

事業名	オレンジかふえみの		
事業内容	認知症に不安をもつ高齢者や家族の集いの場を確保し、専門家のお話や音楽療法の楽しい催しを実施した。(3月は中止)		
実施日時	毎月第1水曜日		
実施場所	太陽の家		
参加者・受益者	14・15・13・16・8・18・13・13・16・10・16		
役務提供者	老人介護支援センターみの・サウンドパレット		(実人数 3人) (延人数 33人)
決算額	収入決算額	168,561 円	支出決算額 168,561 円
	内訳 受取交付金	4,944 円	内訳 諸謝金 99,000 円
	受取負担金(参加費)	15,200 円	消耗品費 54,361 円
	受託事業収益	148,417 円	支払手数料 15,200 円

事業名	みの生活カレンダー		
事業内容	三野町内の学校・公民館・各種団体の1ヶ月の情報を一元化し、カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に無料で配布した。		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊みの事務局		
参加者・受益者	全町民		
役務提供者	事務局2・会員1・ボランティア1		(実人数 4人) (延人数 48人)
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

イベント推進部

事業名	第7回つくるフェスティバル in みとよ		
事業内容	宗吉瓦窯跡史跡公園でプロの作家が集まるクラフトフェア「第7回つくるフェスティバル in みとよ」を開催した。		
実施日時	10月19日(土) 10時~16時 10月20日(日) 9時~16時		
実施場所	宗吉瓦窯跡史跡公園・宗吉かわらの里展示館		
参加者・受益者	来場者数約 1,500 人		
役務提供者	スタッフ会議 3/19 10人、6/17 8人、7/8 5人 合同周知会 9/20 16人 準備 10/15 26人、10/17 18人、10/18 15人 当日 10/19 58人・10/20 46人 (実人数 85人) 片付 10/21 8人 (延人数 210人)		
決算額	収入決算額	701,903 円	支出決算額 701,903 円
	内訳 受取交付金	544,903 円	業務委託費 341,060 円
	受取負担金(参加費)	157,000 円	諸謝金 8,420 円
			印刷製本費 156,600 円
			旅費交通費 2,156 円
			通信運搬費 69,952 円
			消耗品費 43,910 円
			食糧費 62,185 円
			施設燃料費 6,790 円
			保険料 7,150 円
		租税公課 3,200 円	
		新聞図書費 480 円	

事業名	婚活イベント		
事業内容	三豊市在住の若者を中心に、出会いの機会を提供し、1組が成婚した。		
実施日時	5月26日(日)・9月29日(日)・1月19日(日)		
実施場所	蘭ズガーデン・古木里庫・朝日亭		
参加者・受益者	25人・28人・16人		
役務提供者	11人・10人・8人 会員・役員・事務局(実人数11人) (延人数29人)		
決算額	収入決算額	498,773円	支出決算額 498,773円
	内訳 受取交付金	334,273円	内訳 業務委託費 20,000円
	受取負担金(参加費)	164,500円	諸謝金 67,944円
			印刷製本費 215,300円
			旅費交通費 4,000円
			通信運搬費 16,410円
			消耗品費 13,819円
			食糧費 114,800円
			賃借料 38,000円
		支払手数料 8,500円	

事業名	各種講演会		
事業内容	理学療法士による健康についての講演会と、乳幼児の家族対象に育児についての体験会を行った。また、各町まちづくり推進隊合同で市民活動研修会を行った。		
実施日時	健康講座 5月16日・6月21日・7月19日・8月23日 育児体験会 12月16日・1月27日・2月17日 まちづくり研修会 9月14日		
実施場所	社会福祉センター・保健センター・みとよ未来創造館		
参加者・受益者	25人・31人・36人・31人 6組・7組・3組 90人		
役務提供者	4・5・4・3 2・1・1 3 役員・事務局(実人数11人)		
決算額	収入決算額	77,218円	支出決算額 77,218円
	内訳 受取交付金	77,218円	内訳 諸謝金 20,260円
			消耗品費 2,238円
			印刷製品費 44,720円
			支払助成金 10,000円

事業名	研修講座・視察研修		
事業内容	会員及び町民に呼びかけ、研修会・視察研修を開催した。		
実施日時	令和元年10月5日・令和2年1月28日		
実施場所	兵庫県丹波市・岡山県西粟倉村		
参加者・受益者	16人・6人	(延人数 22人)	
役務提供者	7・5人	役員 (実人数 8人) (延人数 12人)	
決算額	収入決算額	211,364円	支出決算額 211,364円
	内訳 受取交付金	202,090円	内訳 諸謝金 2,000円
	受取負担金(参加費)	9,274円	通信運搬費 3,444円
			業務委託費 205,920円

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	495,000円	支出決算額 495,000円
	内訳 受取交付金	495,000円	内訳 支払助成金 495,000円
			(@5,000×99自治会)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ② 地区衛生組織連合会に関する事務 ②ごみ集積所補助事業 4件 ③環境美化の日（6/2、10/28）、視察研修（7/10、9/18） ④三野町を美しくする運動（2/2）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年1回開催した。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕		
事業内容	社会福祉センター・文化センター・はつらつセンター・ふれあいセンター 保健センターの消耗品補充及び軽微な修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	それぞれの公共施設		
受益者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	14,203円	支出決算額 14,203円
	内訳 受取交付金	14,203円	内訳 消耗品費 14,203円

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。(5/20・7/5・9/30)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	18,720円	支出決算額 18,720円
	内訳 受取交付金	18,720円	内訳 食糧費 18,720円

3 総会、理事会等の開催状況

会議名	理事会
開催日時	平成31年4月8日(月) 19時00分～20時35分
出席状況	13名(理事12名、監事1名)
審議及び 議事内容	通常総会について

会 議 名	臨時理事会
開 催 日 時	平成31年4月18日（木）17時00分～17時10分
出 席 状 況	13名（理事11名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	役員改選について

会 議 名	通常総会
開 催 日 時	平成31年4月18日（木）18時00分～18時50分
出 席 状 況	39名、委任状37名
審 議 及 び 議 事 内 容	平成30年度事業報告及び収支決算報告について 平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 役員改選について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和元年5月13日（月）19時00分～20時50分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	えごま作付面積拡大について 婚活イベントについて

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和元年6月17日（月）19時00分～20時30分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	婚活について アンケート調査について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和元年7月1日（月）19時00分～19時45分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	理事長選定について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和元年8月26日（月）19時00分～20時25分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	研修について アンケート調査について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和元年9月23日(月) 19時00分～20時45分
出 席 状 況	13名(理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	婚活について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和元年10月28日(月) 19時00分～20時20分
出 席 状 況	15名(理事13名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和元年11月18日(月) 19時00分～20時45分
出 席 状 況	12名(理事11名、監事1名)
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和元年12月20日(月) 19時00分～20時50分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について 婚活開催について 桃田選手後援会法人会員について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年1月20日(月) 19時00分～21時20分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	部会編成について 来年度事業について 研修について 総会日程について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年2月17日(月) 19時00分～20時00分
出 席 状 況	13名(理事13名、監事0名)
審 議 及 び 議 事 内 容	総会について 婚活チラシについて 提案書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和2年3月16日(月) 19時00分～20時05分
出 席 状 況	13名(理事13名、監事0名)
審 議 及 び 議 事 内 容	総会について 部会構成と部会長選出について


決算監査報告書


特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
理事長 藤田 公正 様

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和2年 4月 6日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

監事 末岡英明 

監事 横田美智子 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

令和2年4月24日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
代表者の氏名 理事長 藤田 公正



決 算 報 告 書

第 3 期

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの



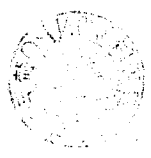
香川県三豊市三野町下高瀬 1 9 7 8 番地 1

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 2年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払金	1,300
小口現金	19,066	前受交付金	421,891
普通預金	1,507,417	預り金(源泉所得税)	19,349
現金・預金計	1,526,483	流動負債計	442,540
(売上債権)		負債合計	442,540
未収金	91,212	正 味 財 産 の 部	
売上債権計	91,212	【正味財産】	
流動資産合計	1,617,695	前期繰越正味財産額	1,451,151
【固定資産】		当期正味財産増減額	211,523
(有形固定資産)		正味財産計	1,662,674
構築物	341,307	正味財産合計	1,662,674
機械及び装置	146,212		
有形固定資産計	487,519		
固定資産合計	487,519		
資産合計	2,105,214	負債及び正味財産合計	2,105,214



財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和 2年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金 19,066

普通 預金 1,507,417

現金・預金 計 1,526,483

(売上債権)

未 収 金 91,212

売上債権 計 91,212

流動資産合計 1,617,695

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物 341,307

機械及び装置 146,212

有形固定資産 計 487,519

固定資産合計 487,519

資産の部 合計 2,105,214

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金 1,300

前受交付金 421,891

預り金 (源泉所得税) 19,349

流動負債 計 442,540

負債の部 合計 442,540

正味財産 1,662,674

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位：円)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	628,498
受取補助金	180,680
受取交付金	10,578,109

【事業収益】

受託事業収益	156,217
--------	---------

【その他収益】

受取利息	32
雑収益	97,932

経常収益計

11,641,468

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)	138,960
人件費計	138,960

(その他経費)

業務委託費(事業)	1,057,112
諸謝金(事業)	295,702
印刷製本費(事業)	416,853
会議費(事業)	3,120
旅費交通費(事業)	6,156
通信運搬費(事業)	92,690
消耗品費(事業)	734,887
食糧費(事業)	247,046
修繕費(事業)	16,177
施設燃料費(事業)	50,122
賄材料費(事業)	123,275
地代家賃(事業)	95,000
賃借料(事業)	87,490
保険料(事業)	71,008
租税公課(事業)	3,200
支払手数料(事業)	23,700
支払助成金	505,000

その他経費計

3,828,538

事業費計

3,967,498

【管理費】

(人件費)

給料 手当	4,324,319
役員報酬	664,000
役員議事報償費	540,000
法定福利費	747,630
人件費計	6,275,949

(その他経費)

印刷製本費	197,158
会議費	16,853

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)

自平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

旅費交通費	2,405	
車両燃料費	20,830	
通信運搬費	240,280	
消耗品費	193,974	
水道光熱費	44,900	
新聞図書費	5,134	
減価償却費	276,175	
保険料	99,340	
諸会費	13,000	
リース料	8,812	
業務委託料	65,000	
支払手数料	2,637	
その他経費計	<u>1,186,498</u>	
管理費計		<u>7,462,447</u>
経常費用計		<u>11,429,945</u>
当期経常増減額		211,523
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>211,523</u>
当期正味財産増減額		211,523
前期繰越正味財産額		<u>1,451,151</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>1,662,674</u></u>

令和2年度 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの通常総会 議事録

- 1 日 時 令和2年4月24日(金) 10:00~10:20
- 2 場 所 三豊市三野町下高瀬 1978番地1 市民センターみの 会議室
- 3 出席者数 会員総数94名、出席者数9名、書面議決数75名
会員総数94名に対し、84名の出席及び書面表決書の提出があったので、本総会は適法に成立した。

4 議事の経過の概要及び議決の結果

議長選任の件

議長の選出について、会員代表の出席者より事務局案を出席者に諮ったところ
全員異議なくこれを承認し、議長に丸岡茂樹が選出された。

議事録署名人 議長は、議事録署名人について、当日出席者である西川正明と田井 清の2名
を指名したところ、異議なく了承された。

5 審議事項

第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算報告について

第2号議案 令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第1号議案 議長は、事務局に令和元年度事業報告並びに決算報告についての報告、及び幹
事に決算監査の報告を求めた。事務局より報告後、監事の丸岡英明より決算監査
報告を行った。議長は、その了承を求めたところ全員異議なく承認された。

各議案の表決

賛成84, 反対0

第2号議案 議長は、令和2年度の事業計画案並びに予算案について説明を求めた。事務
局より説明を行い、その承認を求めたところ、全員異議なく原案のとおり承認さ
れた。

各議案の表決

賛成84, 反対0


議長は、以上で、「特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの通常総会」の全ての議事を終了し
た旨を述べ、議事を終了した。


上記事項の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、以下に署名・押印する。

令和 2 年 4 月 24 日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの通常総会

議長 北岡 茂樹 

議事録署名人 田 井 有 

議事録署名人 西川 正明 

この写しは、議事録の原本と相違ありません。

令和2年4月24日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
代表者の氏名 理事長 藤田 公正



全役員名簿

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	藤田 公正	三野町大見甲4536番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
副理事長	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
副理事長	藤谷 静男	三野町吉津乙1402番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
理事	綾 弘彰	三野町下高瀬382番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	和泉 邦一	三野町吉津甲411番地2	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	市村 光利	三野町下高瀬200番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	岡田 早江子	三野町下高瀬1935番地6	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	関 敬三	三野町下高瀬2095番地3	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	則包 哲生	三野町大見甲6633番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	藤田 恵子	三野町大見甲1309番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	堀家 覚	三野町大見甲5702番地	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	前田 俊夫	三野町吉津甲2503番地2	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
理事	三木 茂	三野町吉津乙2294番地1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	無
監事	丸岡 英明	三野町下高瀬540番地1	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
監事	横田 美智子	三野町大見甲5666番地2	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊みのと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の集いの場づくりなどによる地域住民の交流に関する事業
- (2) 各種講座の開催などによる安全、安心、防災に関する事業
- (3) 里山整備などによる環境保全に関する事業
- (4) 各種講座の開催などによる健康及び福祉に関する事業
- (5) 地域産業の振興に関する事業
- (6) 関係諸団体との連携に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
- (2) 監事2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 前 4 項の規定にかかわらず、任期満了前、2 年以内の最終の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数

の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	公正
副理事長	細川	芳樹
副理事長	藤谷	静男
理事	綾	弘彰
同	和泉	邦一
同	市村	光利
同	岡田	早江子
同	関	敬三
同	則包	哲生
同	藤田	恵子
同	堀家	覚

同 前田 俊夫
同 三木 茂
監事 丸岡 英明
同 横田 美智子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

これは、定款の原本と相違ありません。

令和 2 年 4 月 3 0 日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

住 所 三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
氏 名 理事長 藤田 公正

